

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 2 号	三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
道 路 河 川 課	<p>【趣旨】 本施設は、国からの借入金により設置していたことから、道路整備特別措置法第 1 8 条第 1 項の規定を根拠として駐車料金を徴収していたが、令和 2 年度に当該借入金の償還が完了したことから、料金徴収根拠法令を道路法第 2 4 条の 2 に変更するものです。</p> <p>【改正内容】 第 1 条中「道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 1 8 条第 1 項」を「道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 2 4 条の 2 第 1 項」に改める。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>